

Q 対象者が分かりにくいので具体的に教えてください

事例1

昨年3月に大学を卒業し、市内の実家に居住しています。昨年10月から無利子の奨学金の返還を行い、本年5月に市内の製造業に就職しました。

認定1

事前認定申請日現在で、基本要件、個別要件の両方を満たしているため、対象になります。

事例2

昨年3月に大学を卒業し、市内の実家に居住しています。昨年10月から無利子の奨学金の返還を行い、昨年10月に市内の製造業に就職しました。

認定2

平成28年3月以前から市内に居住している人は、平成28年4月以降に個別要件①～④の形態で働き始めることが要件になりますので、事例2は対象になりません。

A 次の事例を参考にお考えください

事例3

本年3月に大学を卒業し、現在東京都に居住しています。本年10月から無利子の奨学金の返還を行い、ことし中に市内の製造業に就職する予定です。

認定3

事前認定申請日現在で、基本要件、個別要件の両方を満たす必要がありますので、現在のままでは対象になりませんが、事前認定受け付け期間中に市内に転入し、就業されると対象になります。

事例4

現在大学4年生で、来年3月卒業後、市内の実家に居住し、来年4月から市内の製造業に就職する予定です。奨学金の返還は来年10月から行います。

認定4

事前認定申請日現在で、基本要件、個別要件の両方を満たす必要がありますので、今回の対象にはなりませんが、来年度の申請対象になります。



若者の移住・定住、就業を強力サポート！



奨学金返還サポート制度

事前認定申請の受け付けを始めます

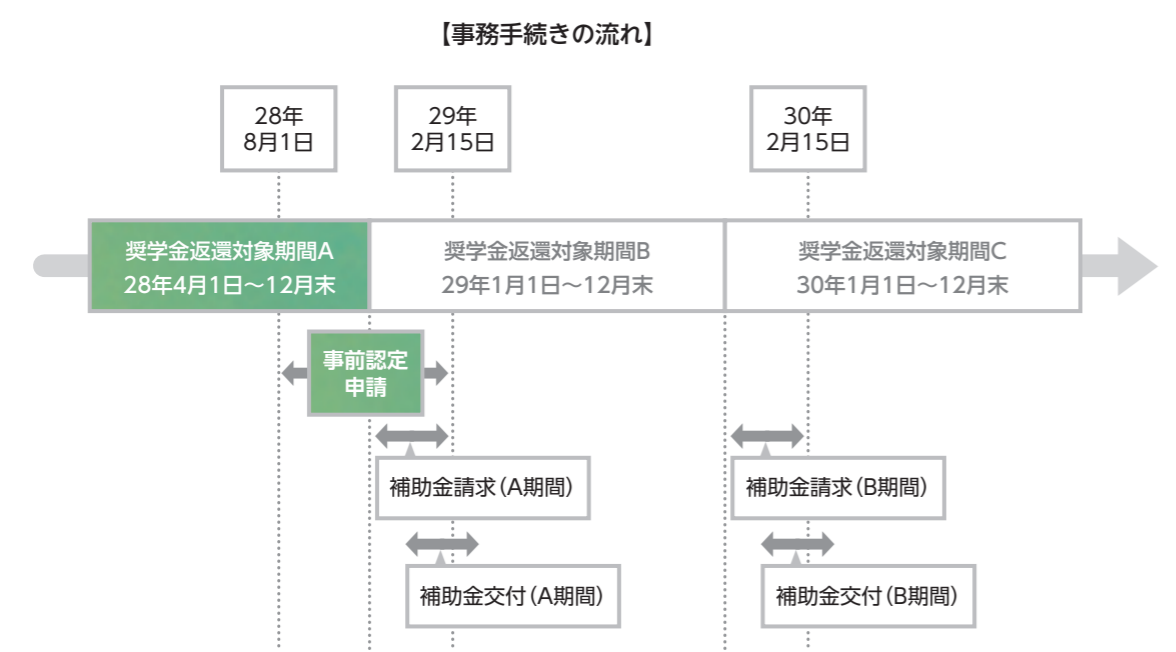
佐世保市奨学金等返還サポート制度「SASEBO Lifeをはじめよう」は、本市の若年層の人口流出に歯止めをかけ、定住や就業を促進させるための取り組みです。本市が本年度に創設した制度で、8月1日(月)から「事前認定申請」の受け付けを始めます。今回は制度の概要や対象者の範囲などについて、Q&A形式でお知らせします。

※事前認定とは、申請者が要件を満たしているかどうかを審査し、事前に認定を行う手続きのことです。受け付けは先着順に行います。申し込み者の就業状況などによって必要書類が異なりますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

奨学金
最大3分の2の額
最長10年間
サポート!!

Q 事前認定申請後の手続きの流れはどのようなのですか？

A 対象期間内に返還した奨学金の実績を基に補助金の請求をしていただきます。請求期間は来年1月～2月15日までです。市は請求書受け付け後30日以内に補助金を交付します。



◎政策経営課 ☎24-1111 (移住全般に関する相談は「させぼ移住サポートデスク ☎25-9251」にどうぞ)

Q どのような人が対象で、どのくらいの補助金が交付されるのですか？

A 市内に定住し、特定の業種に就業した若者などを対象として、奨学金の返還実績に応じ、最大3分の2の額の補助金を最長10年間交付します。具体的には以下の基準によります。

- 平成28年4月から事前認定申請日までに、次の基本要件の全てと、個別要件のいずれか一つを満たすことになった人が対象になります。
- 基本要件**
- ① 佐世保市に居住している人
 - ② 無利子の奨学金等の返還を行う人
 - ③ 佐世保市に今後も定住(10年間以上)する人
 - ④ 市税を滞納していない人
- 個別要件**
- ① 市内の離島に定住し、そこで働く人(公務員以外)
 - ② 市内で創業する人
 - ③ 市内の製造業・情報サービス業の企業に就業する人
 - ④ 市内で一次産業に就業する人
- ※それぞれに別途条件があります。
- 補助内容**
- 補助対象になる奨学金返還期間**
- 制度が始まる本年は4月～12月の返還額が対象期間になり、来年以降は1月～12月の1年間が対象期間になります。
- 補助額・率**
- 上記対象期間内の返還額を基礎として
- 個別要件①の場合 2/3の額(上限20万円)
 - 個別要件②③④の場合 1/2の額(上限15万円)
- ※最大で10年間申請(毎年1月～2月15日に申請)可能です。
 ※ふるさと納税寄付金を財源として、本年度は715万円を予算措置しています。
 ※認定した補助見込み額が予算額に達した時点で受け付けを終了します。